

答申骨子（案）について

1 構成

第1 はじめに

第2 事業構想の概要

- 1 事業者の氏名及び住所
- 2 事業の名称
- 3 事業の内容

第3 検討結果

- 1 事業内容の公益性
- 2 経営計画の妥当性
- 3 公園の効用の保全性
- 4 公園機能の増進性
- 5 施設管理の適正性
- 6 提案者、京都市への要請事項

第4 まとめ

【資料】

- 1 諮問書
- 2 検討経過
- 3 京都水族館（仮称）整備構想検討委員会委員名簿
- 4 「京都水族館（仮称）整備構想」への市民意見募集結果
- 5 提案者からの提出資料
 - (1) （仮称）京都水族館計画のご提案
 - (2) 水処理設備について
 - (3) 体験学習プログラムについて

2 「第3 検討結果」への記載内容について

1 事業内容の公益性

○都市公園法上の位置付け

- * 水族館は、都市公園内への設置が認められる施設である。
 - ・ 都市公園法、施行令に規定する「公園施設」のうち「教養施設」に該当
 - ・ 法第5条により、公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次のいずれかに該当する場合、設置の許可をすることができる。
 - ①公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難
 - ②公園管理者以外の者が設け、又は管理することが都市公園の機能の増進に寄与

○地域経済、周辺地域の活性化

- * 来場者による公共交通機関の利用拡大、消費活動により、地域経済の活性化、周辺地域の活性化が見込まれる。

○雇用の創出

- * 提案者からの説明によると、施設の運営・管理に関しては、一部の専門職を除き地元雇用を積極的に進めるとのことであり、雇用拡大が見込まれる。

○京都市財政への寄与

- * 土地の使用料収入、固定資産税、事業所税等の収入を得ることができ、また、京都市の直接的な財政負担を伴うことなく、民間資本により公園施設の整備を進めることができることから、京都市財政にも大きく寄与する。

○環境学習の機会の拡大

- * 体験学習プログラムでは、「お泊りナイトツアー」など、海・自然・地球について楽しみながら学べることのできるプログラムが検討されており、体験型活動の積極的展開により、自然や生命、自然保護の大切さを学ぶ機会の拡大が期待される。
- * 生き物の飼育展示やショーだけでなく、水族館の体験型活動を積極的に展開し、自然保護や環境の大切さを考え、環境問題と向き合う機会を創出している点、及び、京都のシンボルとも言える鴨川等の淡水の生態系を展示に取り入れるとしている点については評価できる。

○梅小路公園の魅力創出

- * 多くの人に親しまれ、愛されてきた梅小路公園の新たな魅力創出が期待され、公園利用者の拡大も期待される。

2 経営計画の妥当性

○事業主体の財務状況の健全性

- * 財務諸表を精査した結果、オリックス株式会社及びその100パーセント出資の子会社であるオリックス不動産株式会社の経営状況は健全と認められる。
- * 別会社を設立して設・運営することになった場合には、経営主体の健全性を担保するため、オリックス株式会社ないしオリックス不動産株式会社の保証を取っておく必要がある。

○収支計画、資金計画

- * 水族館の建設費及び管理運営費を含めた中長期の収支計画、資金計画等を精査したところ、現実的なリスクの少ない内容であり、経営計画については妥当と認められる。

3 公園の効用の保全性

整備提案箇所の大部分は、バックヤード等として使用していた京神倉庫跡地であり、

①公園の緑を減少させる計画ではないこと。

②芝生広場への影響はなく、広域避難場所としての機能を損なわないこと。から、公園の効用の保全性について支障はない。

ただし、一部が公園部分にかかっているイベントスペースについては、代替スペースを確保すること。

4 公園機能の増進性

- * 未利用であった京神倉庫跡地の有効利用が図られるとともに、いのちの森と水族館が一つの公園内に配置されることにより、森と海のつながりを体感できる個性豊かな魅力あふれる公園となることが期待され、公園機能の増進が期待できる。

5 施設管理の適正性

○環境への配慮

- * 提案者からの説明によると、E C O 過設備や海水再生システムの導入、電力使用料の削減に努めるなど「環境共生型水族館」を目指すとともに、騒音や臭気に万全の対策を講じ、ゴミの発生抑制、分別・リサイクルにも積極的に取り組むこととしており、環境負荷の低減の努力が窺われるが、事業計画の具体化に当たっては、更なる環境負荷の低減に努めること。

○交通・アクセス対策

- * 構想段階のため、詳細な計画まで明らかになっていないが、年間200万人の円滑なアクセスの確保及び周辺住民への影響を最小限に抑えることが極めて重要である。
- * 公共交通優先の歩いて楽しいまちづくりを進めるため、今後、事業の具体化に当たっては、
 - ① 京都市においては、最寄駅からの分かりやすい歩行者ルートの確保や既存バス路線の増便、シャトルバスの運行、パークアンドライドなど、公共交通優先のアクセス対策を講じること。
 - ② 事業者においては、公共交通機関の利用を積極的に広報し、マイカーによる来場を極力抑制すること。
 - ③ その上で、交通渋滞を発生させることのないよう、必要最低限の駐車台数の確保に努めること。

○景観・デザイン

- * 提案者の説明によると、屋外展示ゾーンや緑地・親水ゾーンを多く確保することでの圧迫感の抑制、緑化の推進などを図るとのことであるが、施設計画の具体化に当たっては、圧迫感を極力抑える工夫を講じるとともに、梅小路公園の自然環境との調和・一体化が図られるよう、京都市と十分協議を行うこと。

6 提案者、京都市への要請事項

施設整備を進めることとなった場合は、関係法令の遵守はもとより、以下の点について、提案者及び京都市に要請する。

○許可条件について

- ・第三者への事業譲渡については、あらかじめ京都市の許可を得ること。
- ・廃業等の際は、原状回復（建物の撤去及び更地化）を行うこと。

○環境・緑について

- ・事業者は、事業計画の具体化に当たり、環境負荷の一層の低減に努めること。
- ・事業者及び京都市は、梅小路公園の緑の増進に努めること。

○交通・アクセスについて

- ・事業者は、利用者に対し、公共交通機関の利用を積極的に促すこと。
- ・京都市は、最寄駅からの分かりやすい歩行者ルートの確保や既存バス路線の増便、シャトルバスの運行、パークアンドライドなど必要なアクセス対策を講じるとともに、必要最低限の駐車台数の確保に努めること。

○施設・景観について

- ・事業者は、施設計画の具体化に当たっては、圧迫感を極力抑える工夫を講じるとともに、梅小路公園の自然環境との調和・一体化を第一に京都市と十分協議を行うこと。